

経緯	
S61	「とやま21世紀都市MIRAI計画調査」において、富山市北東部の副次的拠点地区として位置づけ
S62	国鉄機構改革により富山操車場の一部機能の廃止
H 2. 2	国鉄清算事業団資産処分審議会において富山操車場地区の土地利用計画が答申 ・地区のほぼ中央に新駅を設置 ・新駅周辺は商業系を主体とした複合利用、その他の地区は流通業務系を主体とした複合利用及び住居系を主体とした土地利用
H 4. 2	富山操車場跡地周辺土地利用検討委員会を開催
H 7. 3	富山県土地開発公社 約10.4haの富山操車場跡地を取得
H11.12	鍋田土地区画整理組合設立準備委員会 発足
H13. 2	J R西日本から「採算性の観点から現時点での新駅設置は困難」と回答あり
H15. 7	鍋田土地区画整理組合設立準備委員会 解散
H21	県において新駅設置ガイドラインの策定 新駅設置条件 ・既存駅間距離4km以上があること ・新規エリアでの駅勢力圏人口が概ね5,000人以上、乗車人員500人/日以上
H22.12	土地開発公社が解散することに伴い、県が約10.4haを取得
H25. 3	「富山県並行在来線経営計画概要」を策定 ・新駅設置の当面の目標として「富山-東富山間」及び「高岡-西高岡間」の2箇所について設置に向けた検討を進めることを位置づけ
H26. 6	富山市と協議のうえ、新駅設置位置を決定
H27. 4	新駅へのアクセス道路を「富山新駅停車場線」として県道認定
H28. 9	富山市地域公共交通網形成計画を策定(新駅を位置づけ)

### 周辺状況

- ・地区北端は県を東西にはする国道8号(地域高規格道路整備中)
- ・地区西側はあいの風とやま鉄道線が隣接して南北に縦断
- ・隣接して県道富山大沢野線が通っており、その道路沿い東側にショッピングセンターが立地
- ・地区南東側は、工業・業務施設が点在
- ・地区北東側は民間開発による住宅地が隣接
- ・あいの風とやま鉄道線の西側は、新興住宅地
- ・あいの風とやま鉄道線を東西に3本の地下道が横断

### 上位関連計画における位置づけ

- 富山市都市マスタープラン【H20.3策定】
  - ー富山操車場地区では、北陸新幹線開業(JR北陸本線の経営がJRから分離)を契機とした新駅設置の検討を行う。
  - ー新駅周辺の面整備
- 富山市地域公共交通網形成計画【H28.9策定】
  - ーあいの風とやま鉄道線の新駅整備
  - 短期的に着手する施策として交通事業者と調整

### 土地利用に関する法指定状況

- 富山高岡広域都市計画
  - ー区域区分 市街化区域
  - ー用途地域 準工業地域
  - ー特別用途地区 床面積1万㎡超の大規模集客施設の立地を制限

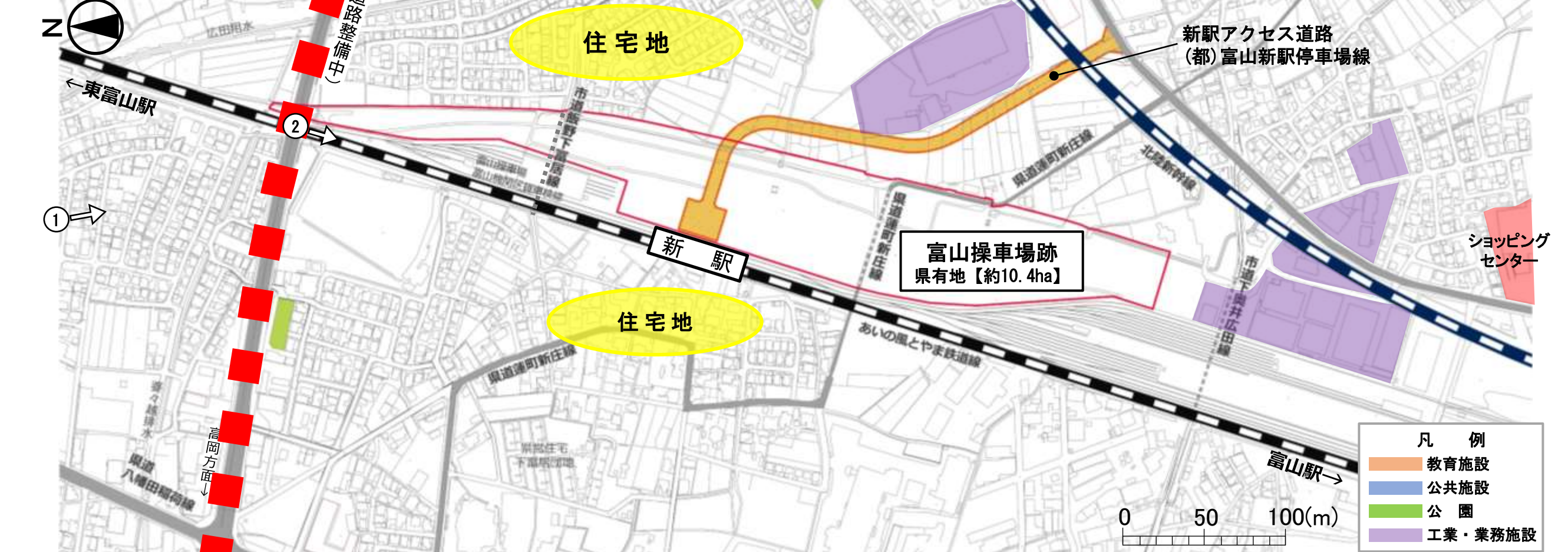
### 地元要望

新駅設置に向け、地元の富山・東富山駅間新駅建設促進協議会から要望あり【H27.11】

- ・新駅の整備促進
- ・駅の東西を結ぶ自由通路の確保
- ・アクセス道路の整備・拡充

### 課題

- 富山操車場跡地周辺は、新駅の設置を踏まえ、富山市北東部の副次的拠点地区としての位置づけにふさわしい土地利用の方針を定めることが重要である。
- 新駅や開発される施設の利活用を図るため、周辺道路のアクセス性の向上が必要である。



### 凡例

<span style="background-color: #f4a460; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	教育施設
<span style="background-color: #4a7ebb; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	公共施設
<span style="background-color: #90d290; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	公園
<span style="background-color: #9966cc; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	工業・業務施設

経緯	
H21	県において新駅設置ガイドラインの策定 新駅設置条件 ・既存駅間距離4km以上があること ・新規エリアでの駅勢力圏人口が概ね5,000人以上、乗車人員500人/日以上
H21	新駅東側において木津土地地区画整理事業(民間施行)に着手
H25. 3	「富山県並行在来線経営計画概要」を策定 ・新駅設置の当面の目標として「高岡-西高岡間」及び「富山-東富山間」の2箇所について設置に向けた検討を進めることを位置づけ
H26. 3	あいの風とやま鉄道取締役会で新駅設置を正式決定
H26. 7	高岡-西高岡間新駅設置推進協議会において新駅の概要を地元で説明
H27	新駅の詳細設計
H27	新駅西側では、新駅設置にあわせ、新駅アクセス道路として(都)高岡新駅停車場線の都市計画決定、事業着手
H28. 9	新駅西側の羽広・和田地区を市街化区域(約8.8ha)に編入
H28. 12	新駅起工式
H29	木津土地地区画整理事業完了予定
H30春	新駅開業予定 あわせて、(都)高岡新駅停車場線及び駅前広場完成予定

周辺状況
・地区北西側は県を東西にはする国道8号
・地区北東側はあいの風とやま鉄道高岡駅南口へとつながる(都)中川和田線
・地区南側は北陸新幹線新高岡駅へとつながる(都)下伏間江福田線
・新駅東側では、木津土地地区画整理事業(民間施行)施行中【H21～H29予定】
・新駅西側では、羽広・和田地区の約8.8haを市街化区域(第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域)に編入【H28. 9】

上位関連計画における位置づけ
○あいの風とやま鉄道地域公共交通網形成計画(高岡市)【H27. 3策定】
ー取り組む事業 高岡駅－西高岡駅間の新駅設置【H27～H31】
・新駅駅舎の設計、整備事業
・駅前広場やアクセス道路の設計、整備事業
・計画的な市街地整備に向けた土地利用計画の検討
○高岡市都市計画マスタープラン【H17. 3策定】
ー改定作業中 (H30年度策定予定)

事業概要
○新 駅【H28. 12起工～H30春予定】 鉄道施設部負担割合 国：県：市=1/3：1/3：1/3 ※自由通路部は、利用者数比率により鉄道と道路で費用負担 そのうち道路分は社会資本整備総合交付金により支出 道路分負担割合 国：市=5.5/10：4.5/10
○新駅アクセス道路((都)高岡新駅停車場線)【H27～H30春予定】 県が事業主体となり、社会資本整備総合交付金(街路事業)により支出 負担割合 国：県：市=5.5/10：2.25/10：2.25/10
○駅前広場【H26～H30春予定】 市が事業主体となり、社会資本整備総合交付金(道路事業)により支出 負担割合 国：市=5.5/10：4.5/10
○土地地区画整理事業【H21～H29予定】 高岡市木津土地地区画整理事業として組合施行(約21ha)

土地利用に関する法指定状況
○富山高岡広域都市計画
・新駅周辺
ー区域区分 市街化区域
ー用途地域 第一種中高層住居専用地域 第一種住居地域
・(都)下伏間江福田線付近
ー区域区分 市街化調整区域

課題
●市街地外延部に位置し、新駅が設置される利点を活かした土地利用を 着実に推進する必要がある。
●アクセス道路については、着実な整備が必要である。



「高岡-西高岡間」新駅イメージ図



木津土地地区画整理事業 整備状況 H28. 5撮影

**経緯**

【小杉インターパーク】(市土地開発公社用地)  
 H4 企業と旧小杉町が立地協定に締結  
 H14 企業が進出を断念  
 H27.8 第1地区は**会員制倉庫型店舗(コストコ)が開業**  
 H29.1 **大型物流業務施設用地(第2地区)として企業(大和ハウス)と土地売却の契約締結(未利用地(第三地区)あり)**

【JET駐車場跡地】(県有地)  
 H3 ジャパンエキスポとやまの駐車場用地として県土地開発公社が用地取得  
 H12~15 **県営住宅を建設**  
 H27.4 **コープセンター((株)プレステージ)が立地(未利用地あり)**



**上位関連計画における位置づけ**

○第2次 射水市総合計画・基本計画【H26.6策定】  
 -活気ある商工業が栄えるまちづくり 企業誘致の推進(小杉インターパーク)

○射水市都市マスタープラン【H22.3策定】  
 -南部丘陵地域 射水市の交通の要衝としてのまちづくり  
 小杉インターパークの整備促進・企業誘致、産業地区(工業用地)

**土地利用に関する法指定状況**

○富山高岡広域都市計画  
 -区域区分 市街化調整区域  
 -地区計画

【小杉インターパーク】  
 ・小杉インターパーク地区 地区計画 (建築物の用途制限)  
 日用品及び物品販売業を営む店舗、飲食店、倉庫等 などは建築可能

【JET駐車場跡地】  
 ・太閤山ランド東地区 地区計画 (建築物の用途制限)  
 日用品及び物品販売業を営む店舗 (3,000㎡未満)  
 飲食店、事務所 などは建築可能

・小杉インターパーク第二地区 地区計画 (建築物の用途制限)  
 物品販売業を営む店舗及び飲食店 (1,000㎡未満)  
 倉庫等、事務所 などは建築可能

**課題**

●高速道路(IC)や港湾のアクセスの利便性を活かした土地利用、施設立地が求められている。

